

# 認知症介護研修について

## 【 内容 】

認知症介護基礎研修義務化(R6.3 移行期間終了)について

認知症介護研修の御案内

各介護保険施設・事業所の長 様

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課  
( 公 印 省 略 )

### 認知症介護基礎研修の受講義務付けの経過措置について（再周知）

日頃より本県の高齢者保健福祉行政の円滑な推進について格別の御配慮を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、認知症介護基礎研修については、令和3年度介護報酬改定において、介護サービス事業者等に、「介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に研修を受講させるために必要な措置を講じる」ことが義務づけられました。当該義務づけの適用に当たっては、3年間の経過措置が設けられており、令和6年3月31日までの間は努力義務とされています。

また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間が設けられており、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとされています。（この場合においても、同様に令和6年3月31日までの経過措置が適用されます。）

本県における認知症介護基礎研修については、令和4年度より原則として、e-ラーニングで実施しているところです（e-ラーニングによる受講が難しい方向けに従来の集合型研修も実施しています）。研修の実施、研修案内や受講料徴収等の研修に係る事務については、滋賀県社会福祉協議会が実施しておりますので、研修の詳細については、下記ホームページおよび研修管理システムを御確認ください。

滋賀県社会福祉研修センターホームページ <http://shiga-sfk.jp>

滋賀県社会福祉研修センター研修管理システム <https://www.syakyo-kensyu.jp/shiga/>

なお、認知症介護基礎研修の受講義務付け以外にも令和3年度介護報酬改定における改定事項のなかで、令和6年3月31日に経過措置が終了する予定のものが 있습니다。運営基準等を満たすことができているか、改めて改定事項をご確認いただき、必要な対応をお願いいたします。

#### 【担当】

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課  
在宅介護指導係・介護施設指導係  
TEL：077-528-3523  
E-Mail：kaigo@pref.shiga.lg.jp

## 介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない方※1は 認知症介護基礎研修の受講が義務づけられています

令和3年度介護報酬改定に伴う指定基準の改正により、<sup>※2</sup>介護サービス事業者等に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられました。当該義務づけの適用に当たっては、3年間の経過措置が設けられており、令和6年3月31日までの間は努力義務とされています。

また、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者に対する当該義務づけの適用については、採用後1年間の猶予期間が設けられており、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとされています。(この場合においても、同様に令和6年3月31日までの経過措置が適用されます。)

～令和6年(2024年)3月31日 令和6年(2024年)4月1日～

経過措置期間(努力義務)

義務

※1 義務づけの対象とならない職種については、下記『1 対象』参照

※2 『指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について』等

### 1 対象

県内の介護サービス・事業者等において、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者、および認知症介護実践者研修を受講予定の者

【参考】認知症介護基礎研修の義務づけの対象にならない職種(厚生労働省通知)

看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

※上記のほか、歯科衛生士、柔道整復師、福祉具専門相談員についても、厚生労働省より義務づけの対象とならない職種として回答を得ています。

### 2 実施方法

社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター(以下「仙台センター」という。)が管理するeラーニングシステムを使用し、社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)が管理・運用を行います。

eラーニングによる受講が難しい方向けに、従来の集合型研修も実施しています。

### 3 その他

(1) 滋賀県では、既に医療・福祉関係の資格をお持ちの方も、認知症介護実践者研修の受講を希望する場合は、認知症介護基礎研修を受講いただく必要があります。

(2) 申し込み方法等の研修の詳細については、

滋賀県社会福祉研修センターホームページ <https://shiga-sfk.jp>

研修管理システム <https://www.syakyo-kensyu.jp/shiga/> を御確認下さい。

### 4 お問い合わせ先

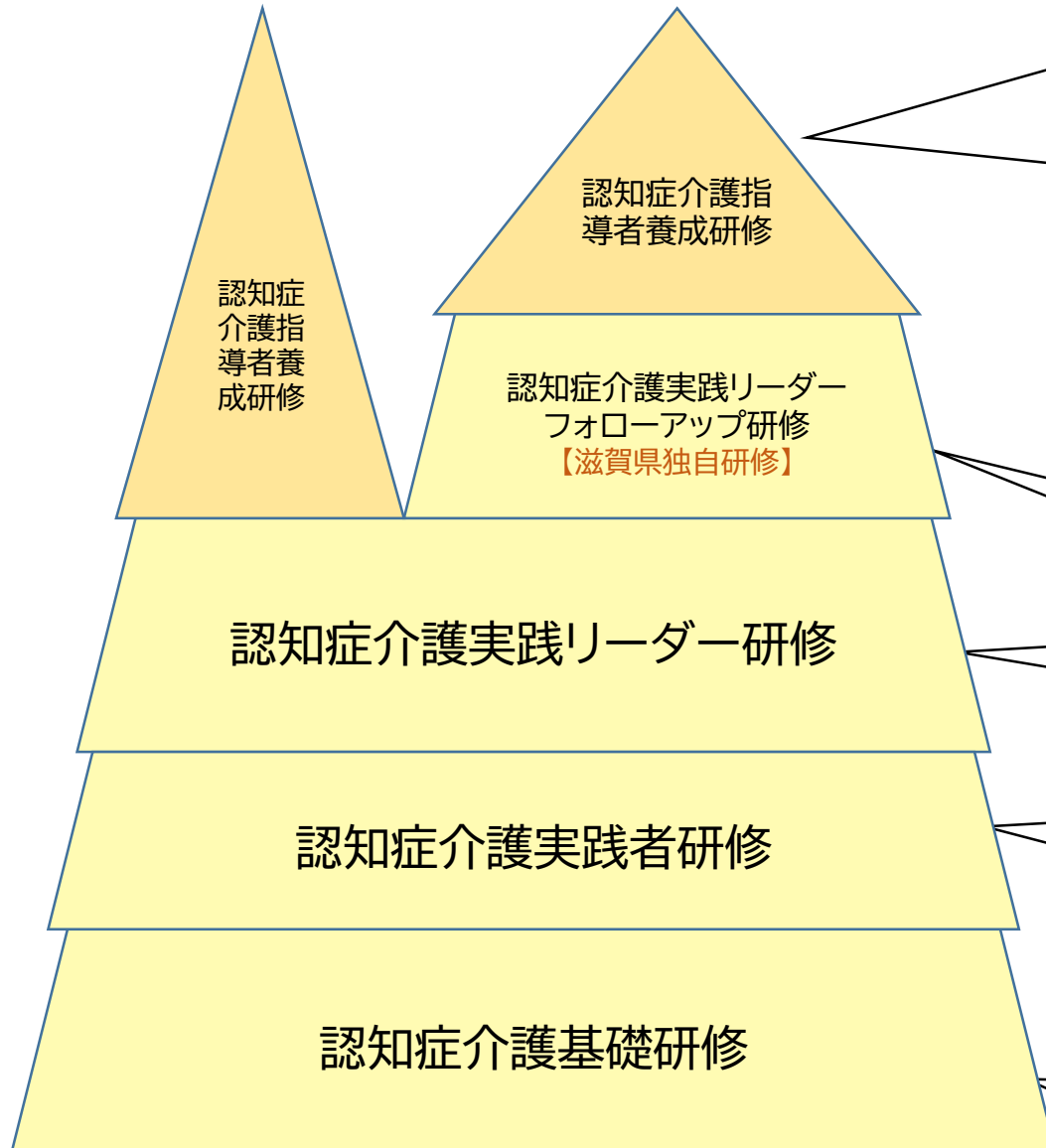
【実施主体】社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 滋賀県社会福祉研修センター  
〒525-0072 草津市笠山7丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内  
TEL 077-567-3927 FAX 077-567-3910  
ホームページ <http://shiga-sfk.jp>

【滋賀県】滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 在宅医療福祉・認知症施策推進係  
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号  
TEL 077-528-3522 FAX 077-528-4851  
E-Mail [ninchisyu@pref.shiga.lg.jp](mailto:ninchisyu@pref.shiga.lg.jp)



令和4年～

# 認知症介護研修体系(滋賀県)



## 研修対象者

次のすべてを満たす者であり、研修の全日程を受講できる者  
① 認知症介護実践リーダー研修修了者であること② 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士または精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者、またはこれに準ずる者  
③ 以下の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者で、概ね5年以上の介護実務経験を有する者  
(ア)介護保険事業所等で現に介護業務に従事している者。ただし、都道府県または指定都市からの推薦者は、過去において介護保険事業所等で介護業務に従事していた者を含む  
(イ)福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者  
(ウ)民間企業で認知症介護の教育に携わる者  
④ 本県が派遣する場合、認知症介護実務者研修等に講師等として積極的に参画・協力できる者、また各圏域で実施される地域連携・他職種協働推進事業への協力ができる者  
※認知症介護実践リーダーフォローアップ研修修了者が望ましい

認知症介護実践リーダー研修を修了している者であり、かつ、修了後1年以上リーダーまたはリーダーに準ずる立場で認知症介護を継続して実践している者

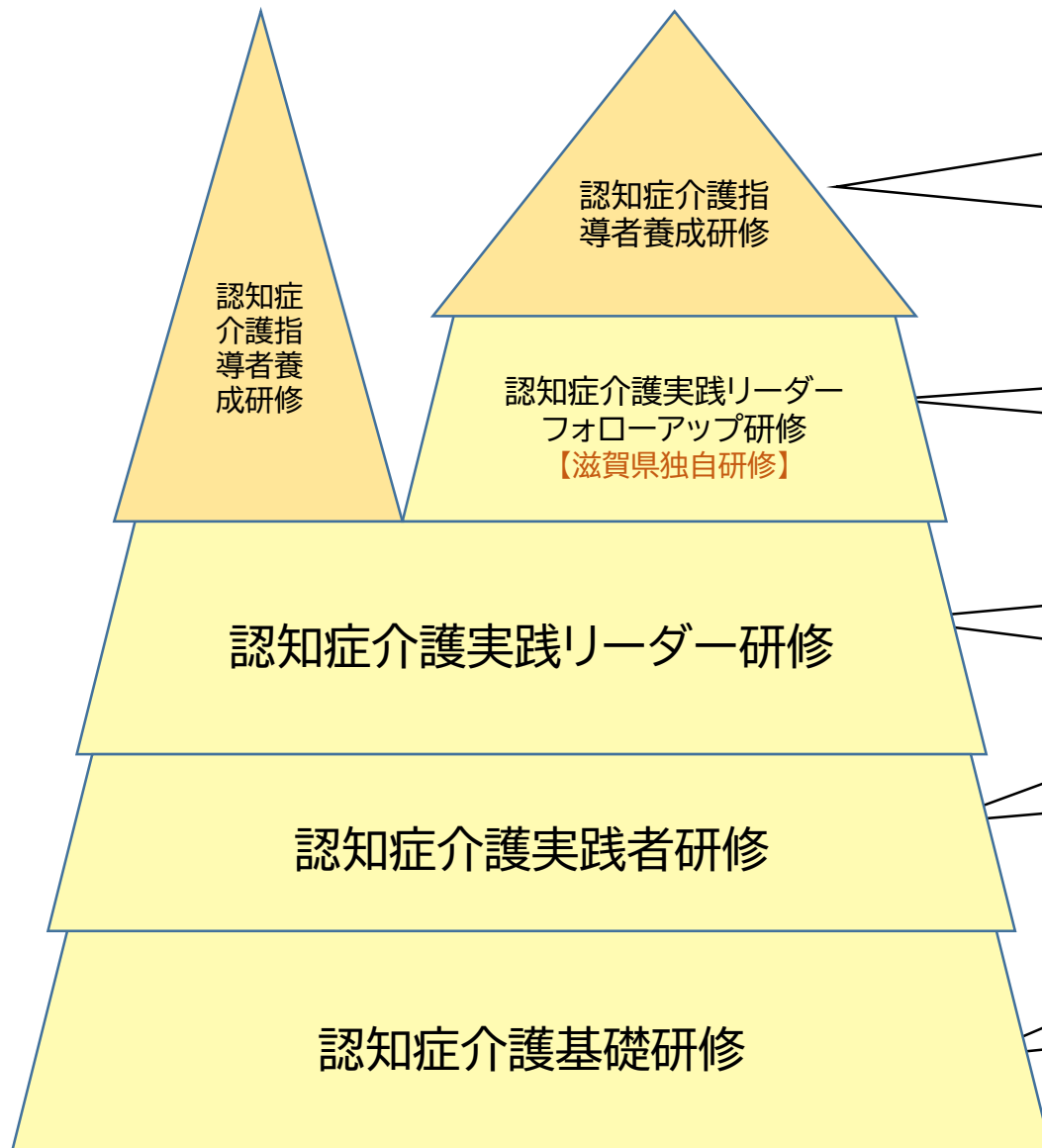
認知症介護の実務経験が概ね5年以上。  
ケアチームのリーダーまたはリーダーになることが予定される者であり、かつ、認知症介護実践者研修(含旧基礎研修)修了後1年以上経過している者

認知症介護基礎研修を修了した者であり、かつ、認知症介護の実務経験が2年以上の者  
※申込時、認知症介護基礎研修の修了証添付必須

認知症高齢者介護に携わる職員のうち医療福祉関係の資格を有さない者、および認知症介護実践者研修受講予定の者  
※有資格者であっても実践者研修受講には基礎研修修了が必要

令和4年～

# 認知症介護研修体系(滋賀県)



## 目指す人物像

認知症介護従事者が認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、生活の質の向上を図るとともに、行動・心理症状(BPSD)を予防することができるよう、認知症介護基礎研修、認知症介護実践研修及び認知症介護実践リーダー研修を企画・立案し、講義、演習、実習の講師を担当することができる知識・技術を習得すること及び介護保険施設・事業者等における介護の質の改善について指導するとともに、自治体等における認知症施策の推進に寄与できるようになる

認知機能障害を正しく理解し、生活機能障害に対する具体的な日々のケアをチームとして取り組むために必要な手法を学び、事業所などで活用できるようになる

事業所全体で認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、生活の質の向上を図るとともに、行動・心理症状(BPSD)を予防できるチームケアを実施できる体制を構築するための知識・技術を修得すること及び地域の認知症施策の中で様々な役割を担うことができるようになる

認知症についての理解のもと、本人主体の介護を行い、生活の質の向上を図るとともに、行動・心理症状(BPSD)を予防できるよう認知症介護の理念、知識・技術を修得するとともに、地域の認知症ケアの質向上に関与することができるようになる

認知症介護に携わる者が、認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことができるようになる